

令和7年度熊谷市一般会計予算に対する附帯決議

令和7年3月18日の本会議において可決されました。

令和7年度熊谷市一般会計予算中、北部地域振興交流拠点施設（仮称）推進事業については、県と共同で整備を進める北部地域振興交流拠点施設（仮称）に、県の産業振興機能等と市庁舎機能の整備による拠点形成により、市民サービスの利便性の向上を図れるよう基本計画を策定するものと認識している。

市庁舎機能は市民サービスの根幹であるとともに、市職員の働く場にもなる極めて重要な施設である。そのため、計画策定を進めるに当たり、市に対して下記の事項の実行に努めていただくよう求める。

記

- 1 市は、計画策定の進捗状況や、建設地をはじめ、内容等に変更が生じた場合はその都度、市議会全員協議会等で、報告、説明すること。
- 2 市は、この事業に関する市議会からの提言を最大限尊重すること。
- 3 市は、埼玉県との調整のうえ可能な限り、県から市議会への説明の機会を設けること。
- 4 市は、より広く市民の意思を把握し、説明する場や機会を設けること。

以上、決議する。

令和7年3月18日

熊谷市議会

国に意見書を提出しました



消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書

2023年10月に、複数税率に対応した消費税の仕入れ税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入された。

インボイス制度の導入により、特にフリーランス、いわゆる一人親方、農畜産事業者などの個人事業主や小規模事業者は、事務負担と税負担の増大に見舞われ、事業継続か廃業かの選択を余儀なくされる場合も少なくない。

あわせて、適格請求書発行事業者に登録をしない免税事業者に対して取引先が、値引きを要求したり、取引の打ち切りを要求したりするほか、適格請求書発行事業者に登録をして課税事業者になった場合でも、消費税分を取引価格に転嫁せず、単価を据え置くといった実態も散見され、物価高騰が長期化し、経営環境は一層の厳しさを増す中で、インボイス制度には多くの問題が存在し、小規模事業者や個人事業主にとって死活問題となっている例も見受けられる。

また、インボイス制度の導入に当たり、適格請求書発行事業者になった場合に3年間は納税額を軽減するなどの税制措置等が講じられてきたが、このような経過措置が終了するとさらに厳しい経営環境に見舞われるとの切実な声も上がっている。

このように、インボイス制度は、地域経済を支える小規模事業者や個人事業主などの事業存続や地域経済の活性化の重要性を考えると、廃止することが最良であると考ええる。

よって、国においては、小規模事業者や個人事業主の事業存続とそのことによる地域経済や地域社会の弱体化を防ぐため、インボイス制度を廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月18日

熊谷市議会

衆議院議長 様、参議院議長 様、内閣総理大臣 様、総務大臣 様、財務大臣 様、経済産業大臣 様、内閣官房長官 様、内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 様